

<報道発表資料>

令和5年2月10日

職員の懲戒処分について

1 事件の概要

当該職員は、令和5年1月15日（日曜日）午前8時46分頃、自動車を運転し、川越市古谷上地内の交差点を右折した際、対向車線を直進してきた自動二輪車が転倒する事故を発生させた。同自動二輪車の運転手は、後に、死亡が確認された。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県総合リハビリテーションセンター
会計年度任用職員 女性 （38歳）

処分内容 停職 1月

処分年月日 令和5年2月10日（金曜日）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

※当該職員からは辞職願が提出されており、本日、辞職を承認した。